

全国厚生労働関係部局長会議
年金局 説明資料

平成22年1月
年金局

目次

1. 制度関係

(重点事項)

- ・ 公的年金制度の在り方について……………3
- ・ 厚生年金・国民年金の積立金運用について ……6
- ・ 企業年金の充実・改善……………6

(予算関係)

- ・ 年金制度改革における平成22年度予算について……………17

2 制度運営関係

(重点事項)

- ・ 日本年金機構の設立について……………19
- ・ 年金記録問題の取組について……………27
- ・ 国民年金の収納率対策について……………32
- ・ 独立行政法人地域医療機能推進機構法案について……………37

年金局 説明資料(制度関係)

年金局審議官 二川 一男

平成22年1月15日(金)

全国厚生労働関係部局長会議

公的年金制度の在り方について

1. 公的年金制度における主な課題

(1) 未納問題について

- 国民年金保険料の平成20年度の納付率は62.1%となっており、将来の無年金・低年金者の発生につながると指摘されている。

(2) 無年金・低年金問題について

- 今後保険料を納付しても年金を受給できないいわゆる無年金者は最大118万人(うち、65歳以上の者が42万人)と推計されている(社会保険庁)(平成19年4月時点)。
- 老齢基礎年金の平均受給額は月額5.4万円。老齢基礎年金のみを受給している者については平均受給額が月額4.8万円であり、分布をみると、月額2万円以下が2.4%、月額3万円以下が11.0%となっているなど、低年金者が一定の割合で存在(平成19年度)。

(3) 基礎年金の給付水準と生活保護との関係について

- 単身者の場合、老齢基礎年金の満額が月額6.6万円であるのに対し、生活扶助基準額は級地に応じて月額6.3万円(地方郡部等)～8.1万円(東京都区部等)となっており、年金と生活保護との間で一部逆転が生じている。

(4) パート労働者等に対する適用について

- 我が国においては、被用者であってもパート労働者等について必ずしも厚生年金が適用されていない。
 - ・ 第1号被保険者の就業状況を見ると、常用雇用及び臨時・パートの占める割合が37.0%(平成17年国民年金被保険者実態調査)。
 - ・ 第3号被保険者の就業状況を見ると、31.3%が雇用者(平成19年国民生活基礎調査)。

2. 今後の検討課題

(1) 新たな年金制度の創設に向けた検討

- 以上のような状況を背景として、年金制度を公平で分かりやすい制度とし、年金制度に対する国民の信頼を確保するため、年金制度の在り方に関する検討が求められている。

- 主な論点としては、
 - ・ 職業や働き方によって加入する年金制度を変えるのではなく、より国民に公平でわかりやすく、未納・未加入も生じにくい制度とするため、制度の一元化を進めるべき
 - ・ 未納・未加入や就業形態の多様化等を背景とした無年金・低年金者への対応を図り、最低保障機能を強化するべきといったものが挙げられている。

- このような状況の中、民主党のマニフェストにおいて、
 - ・ 年金制度を例外なく一元化し、全ての人が「所得が同じなら、同じ保険料」を負担し、納めた保険料を基に受給額を計算する「所得比例年金」を創設
 - ・ 消費税を財源とする月額7万円の「最低保障年金」を創設（「所得比例年金」を一定額以上受給できる人には「最低保障年金」を減額）することを骨格とする法律を平成25年に成立させることとしている。

- 上記を進めるに当たっては、
 - ・ 給付・負担の水準とその財源
 - ・ 保険料の賦課・徴収等の仕組み
 - ・ 現行制度からの移行措置などについて、国民的な合意を得ながら、具体的な制度設計について十分検討する必要がある。

- 平成22年度予算案において、年金制度改革を検討するための大臣直属検討チームの設置や年金改革の検討に関する実態調査等に関する費用について盛り込んでいるところ。
- さらに、同じく民主党のマニフェストにおいて、年金保険料の無駄遣いをなくし、保険料の未納を減らすため、社会保険庁と国税庁を統合して「歳入庁」とし、税と保険料を一体的に徴収することとしている。歳入庁については、新年金制度の徴収機関をどうするかという問題であり、新制度の議論と併せて検討を進める必要がある。

(2) 現行の公的年金制度に関する改善等

- 一方、新制度発足後も、当分の間、新制度に基づく給付と現行制度に基づく給付の双方を受けられることとなり、その間は新制度と現行制度が並存することとなる。したがって、新制度の制度設計に加え、現行制度においても必要な改善を行う必要。

※ 社会保障審議会年金部会においては、こうした現行制度の課題について議論を行い、平成20年11月に「議論の中間的な整理」をとりまとめたところ。

- このような観点から、国民年金の保険料をできるだけ納めやすくすることにより、無年金・低年金を防止するため、2年の徴収時効が経過した後も、本人の希望により10年までは保険料を納付することを認めること等を内容とする法律案を次期通常国会に提出する予定。

厚生年金・国民年金の積立金運用について

- 年金積立金の運用は、厚生年金保険法等の定めに従って、「専ら被保険者の利益のために「長期的な観点から」、「安全かつ効率的」に行っているところ。
- 年金積立金管理運用独立行政法人の中期目標期間が平成21年度末で終了することから、現在その見直し作業を行っているところ。昨年末に、有識者からなる今後の法人の運営の在り方について検討する場を設置しており、その結果を、新中期目標をはじめとする法人の運営に反映させることとしている。

企業年金の充実・改善

- 公的年金とあいまって国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力をより一層支援する観点から、企業年金制度の制度改善が課題。
中小企業が多く実施している企業型の確定拠出年金において、事業主の掛金拠出に加えて、加入者の任意による掛金拠出を可能とし、税制上の優遇措置を講ずる等により、老後所得の充実・改善を図るための法律案を次期通常国会に提出する予定。
- 現在の経済情勢の下、運用環境や母体企業の業績が悪化していることを受け、給付減額や解散という困難な問題に直面し、従業員の高齢期の所得確保のための取組と、企業経営の両立に苦慮する企業もあると認識。
関係者の真摯な取組を踏まえ、引き続き、適切に指導していく予定。
- 適格退職年金については、平成24年3月末に移行期限が迫っているところ。引き続き、関係省庁や関係団体と協力し、円滑な移行に向けた取組を推進していく考え。

(参考)

○ 民主党の年金制度改革案の概要(衆院選マニフェストより)

一元化で公平な年金制度へ

【政策目的】

- 公的年金制度に対する国民の信頼を回復する。
- 雇用の流動化など時代にあった年金制度、透明で分かりやすい年金制度をつくる。
- 月額7万円以上の年金を受給できる年金制度をつくり、高齢期の生活の安定、現役時代の安心感を高める。

【具体策】

- 以下を骨格とする年金制度創設のための法律を平成25年までに成立させる。

＜年金制度の骨格＞

- 全ての人と同じ年金制度に加入し、職業を移動しても面倒な手続きが不要となるように、年金制度を例外なく一元化する。
- 全ての人「所得が同じなら、同じ保険料」を負担し、納めた保険料を基に受給額を計算する「所得比例年金」を創設する。
- 消費税を財源とする「最低保障年金」を創設し、全ての人「7万円以上の年金を受け取れるようにする」。「所得比例年金」を一定額以上受給できる人には、「最低保障年金」を減額する。

歳入庁を創設する

【政策目的】

- 年金保険料のムダづかい体質を一掃する。
- 年金保険料の未納を減らす。

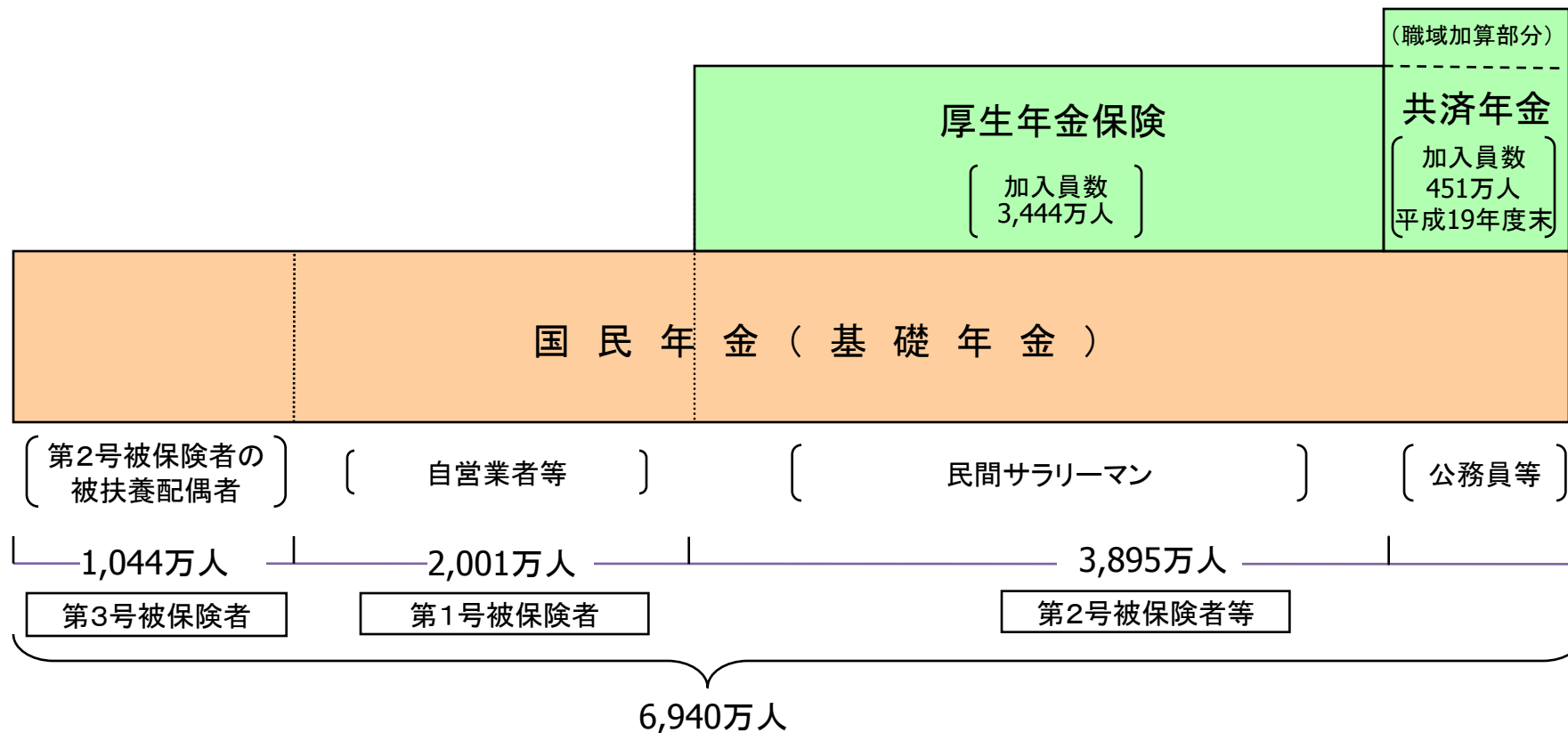
【具体策】

- 社会保険庁は国税庁と統合して「歳入庁」とし、税と保険料を一体的に徴収する。
- 所得の把握を確実にを行うために、税と社会保障制度共通の番号制度を導入する。

年金制度の仕組み

- 現役世代は全て国民年金の被保険者となり、高齢期となれば、基礎年金の給付を受ける。(1階部分)
- 民間サラリーマンや公務員は、これに加え、厚生年金や共済年金に加入し、基礎年金の上乗せとして報酬比例年金の給付を受ける。(2階部分)

(数値は注釈のない限り平成20年度末)



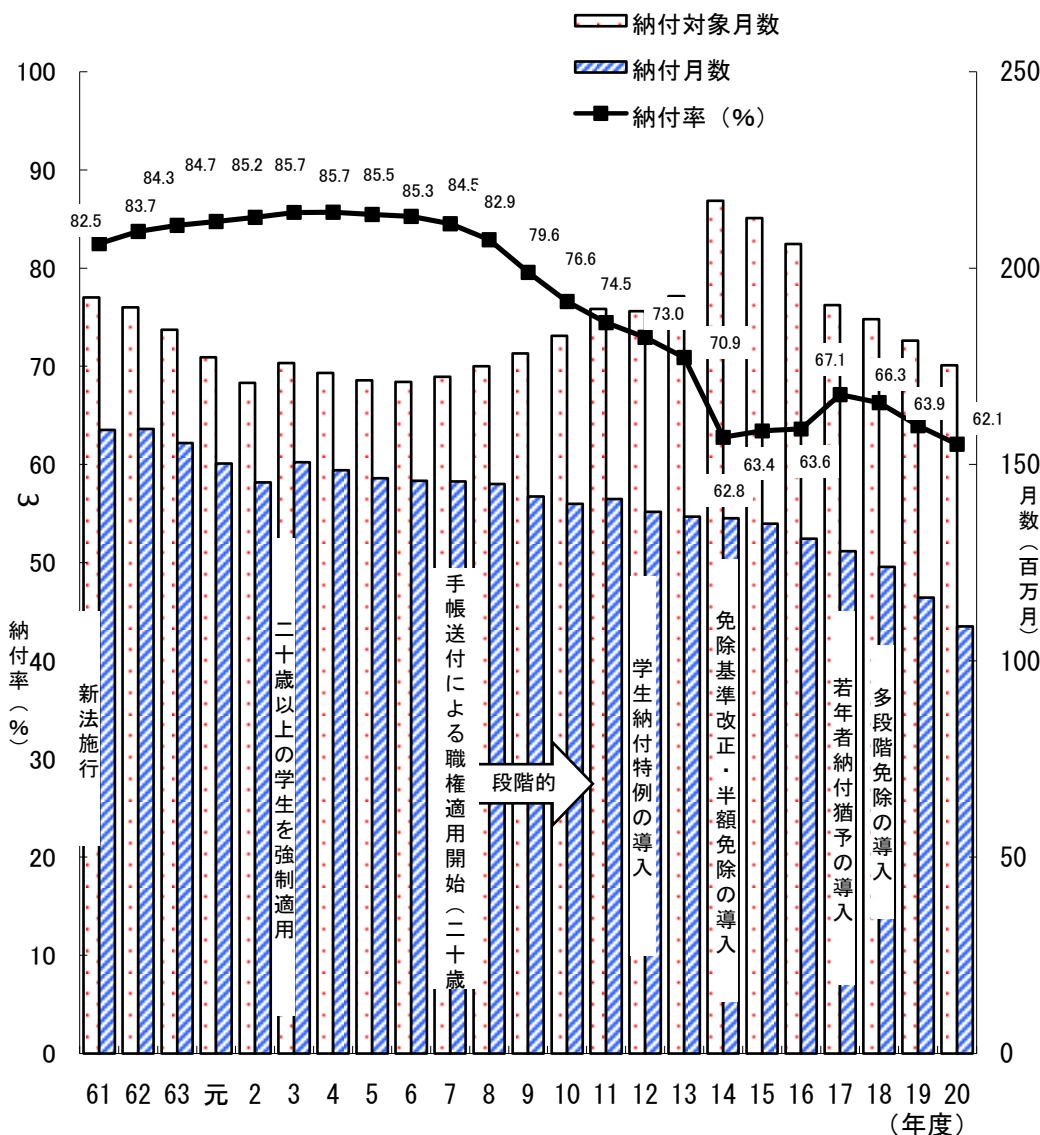
第1号被保険者	第2号被保険者	第3号被保険者
<ul style="list-style-type: none"> ○ 20歳以上60歳未満の自営業者、農業者、無業者等 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 民間サラリーマン、公務員 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 民間サラリーマン、公務員に扶養される配偶者
<ul style="list-style-type: none"> ○ 保険料は定額 <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成21年4月現在 月14,660円 ・ 平成17年4月から毎年280円引き上げ、平成29年度以降16,900円(平成16年度価格)で固定 <p>※ 毎年度の保険料額や引き上げ幅は、物価や賃金の動向に応じて変動。</p>	<ul style="list-style-type: none"> ○ 保険料は報酬額に比例(厚生年金) <ul style="list-style-type: none"> ・ 平成21年9月現在 15.704% ・ 平成16年10月から毎年0.354%引き上げ、平成29年度以降18.30%で固定 ○ 労使折半で保険料を負担 	<ul style="list-style-type: none"> ○ 被保険者本人は負担を要しない ○ 配偶者の加入している被用者年金制度(厚生年金又は共済年金)が負担

基本データ

- 被保険者数 (公的年金制度全体) 6,940万人(平成20年度末(共済年金は平成19年度末))
- 受給権者数 (公的年金制度全体) 3,480万人(平成19年度末)
 - 国民年金保険料 14,660円(平成21年度) ※ 平成22年度の保険料額15,100円
 - ※ 保険料納付率:62.1%(平成20年度)
- 厚生年金保険料率 15.704%(平成21年9月～平成22年8月)
- 年金額
 - 老齢基礎年金 月66,008円(平成21年度)
 - ※ 平均額:月5.4万円(平成19年度)
 - 老齢厚生年金 月232,592円(平成21年度、夫婦2人分の標準的な額)
 - ※ 平均額:月16.7万円(単身、基礎年金を含む)(平成19年度)
- 保険料収入(公的年金制度全体) 32.0兆円(平成21年度予算ベース)
- 国庫負担額(公的年金制度全体) 10.8兆円(平成21年度予算ベース)
- 給付費(公的年金制度全体) 49.7兆円(平成21年度予算ベース)
- 積立金(国民年金・厚生年金) 124兆円(平成20年度末、時価ベース)

国民年金保険料の納付状況

平成20年度の国民年金保険料の納付率等について



① 平成20年度の現年度納付率は、**62.1%**
(対前年度比△1.9ポイント)

② 平成18年度の最終納付率は、**70.8%**
(平成19年度末と比較して+1.7ポイント)
(平成20年度末時点)

$$\text{※ 現年度納付率 (\%)} = \frac{\text{納付月数}}{\text{納付対象月数}} \times 100$$

「納付対象月数」とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数（法定免除月数・申請全額免除月数・学生納付特例月数・若年者納付猶予月数は含まない。）であり、「納付月数」は、そのうち当該年度中（翌年度4月末まで）に実際に納付された月数である。

※ 上記最終納付率は、18年度分の保険料として納付すべき月数（法定免除月数・申請全額免除月数・学生納付特例月数・若年者納付猶予月数は含まない。）に対し、時効前（納期から2年以内）までに納付した月数の割合。

納付率の推移

※時効前（納期から2年以内）までに納付した者の割合は約7割。

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
15年度分保険料	63.4%	65.6%	67.4%			
16年度分保険料		63.6%	66.3%	68.2%		
17年度分保険料			67.1%	70.7%	72.4%	
18年度分保険料				66.3%	69.0%	70.8%
19年度分保険料					63.9%	66.7%
20年度分保険料						62.1%

無年金者数について

～保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年に満たない者について～

	今後納付できる70歳までの期間を納付しても25年に満たない者	(現時点において25年に満たない者)
60歳未満	45万人	—
60歳～64歳	31万人	(65万人)
65歳以上	42万人	(45万人)

} 118万人

(注1) 上記年齢は、平成19年4月1日現在である。

(注2) 合算対象期間は含まれていない。

(注3) 保険料納付済期間と保険料免除期間とを合算した期間が25年よりも短い場合であっても支給要件を満たす取扱いとする期間短縮の特例については考慮していない。

(注4) 被保険者資格喪失後の死亡情報は収録されていないため、既に死亡されている者を含んでいる可能性がある。

(注5) 共済組合期間など、社会保険庁で把握できていない期間は含まれていない。

厚生年金・国民年金の積立金運用について

<運用の基本的考え方>

厚生年金保険法及び国民年金法等に基づき、「国内債券中心」、「市場並みの収益を確保(インデックス運用を中心)」、「リスクを最小限に抑制(国内債券並みのリスク)」などによる考え方により、運用。

- ・年金積立金全体 約124兆円(平成20年度末)
- ・国内債券、約7割(内外の債券では、約8割)。
- ・賃金に対する実質的な運用利回りの確保。
(長期的な目標、1.1%(足下は、移行期としてより低い利回りを設定。))
- ・専門性の徹底及び責任の明確化を図り、運用に特化した独立行政法人において運用。

<基本ポートフォリオ>

国内債券	国内株式	外国債券	外国株式	短期資産
67%	11%	8%	9%	5%

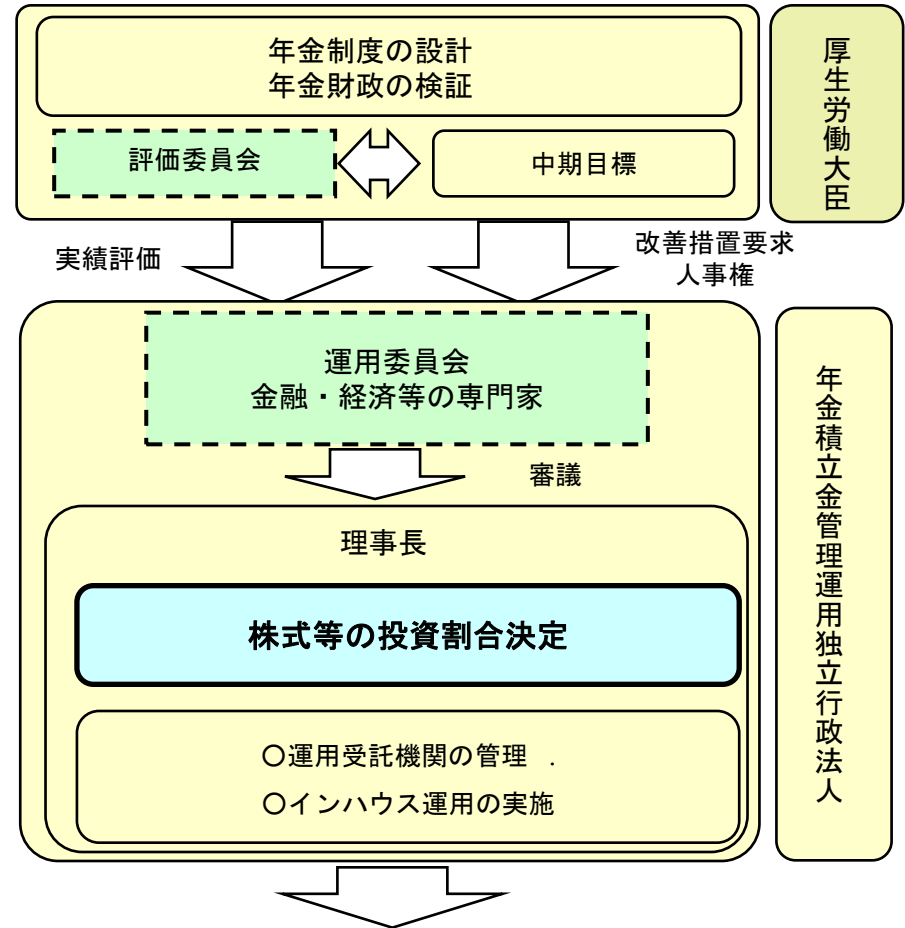
<年金積立金全体の運用実績>

- ・13年度(自主運用開始)～20年度の累積収益額
：約14兆円(平均収益率、1.1%)

○ 16年財政再計算との比較(実質的な運用利回り)

推計初年度(15年度)からこれまでの実質的な運用利回りの実績は平均1.2%で、財政再計算上の前提(0.7%)を0.5%上回っている。

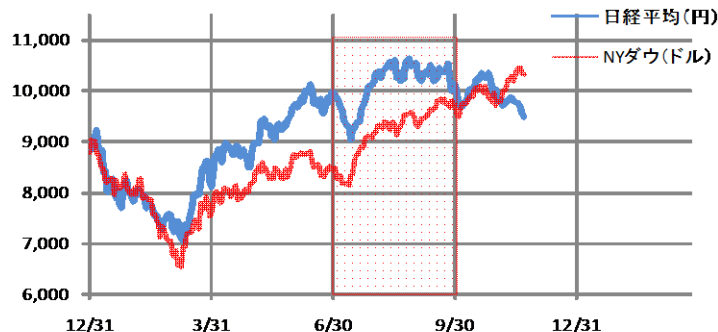
<運用の仕組み>



(運用受託機関) 信託銀行・投資顧問会社

年金積立金管理運用独立行政法人の運用結果(平成21年度第2四半期まで)

- 第2四半期(7月から9月まで)の運用状況は、海外の株式市場が大きく上昇したことにより、プラス1.1%(約1.3兆円)。4月から9月までの上半期でプラス5.0%(約5.9兆円)となった。
(参考) 年金積立金全体では、13年度(自主運用開始)からの累積で約20兆円のプラス。



○ 資産別収益額及び収益率(平成21年度)

(単位: 億円)

市場運用分	国内債券	第2四半期(7-9月)		上半期(4-9月)	
		収益額	収益率	収益額	収益率
	国内債券	5,225	0.8%	9,036	1.5%
	国内株式	▲ 1,837	▲1.3%	21,588	18.9%
	外国債券	▲ 2,282	▲2.2%	▲ 605	▲0.6%
	外国株式	11,009	10.3%	27,016	29.8%
	計	12,119	1.2%	57,040	6.1%
	財投債	736	0.3%	1,497	0.6%
	運用資産全体	12,855	1.1%	58,537	5.0%

※ 市場運用分の計には、短期資産の収益額を含む。

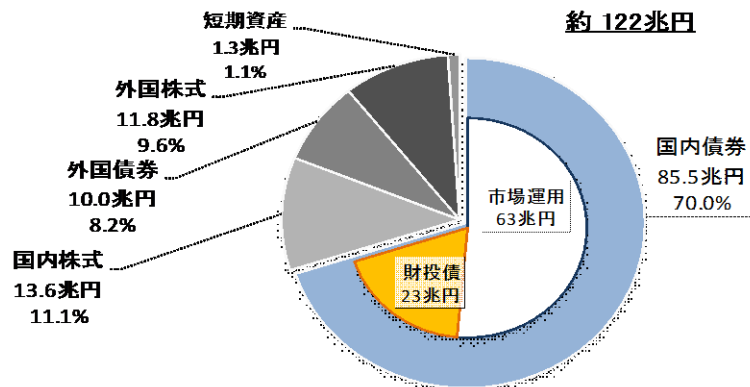
(参考) 積立金全体の自主運用開始からこれまでの運用実績

(単位: 兆円)

年度	積立金全体の収益額		積立金全体の収益率
	GPIF	預託金	
13年度	▲ 1.3	4.1	2.8
14年度	▲ 3.1	3.3	0.2
15年度	4.4	2.4	6.9
16年度	2.2	1.7	4.0
17年度	8.7	1.2	9.8
18年度	3.8	0.8	4.6
19年度	▲ 5.6	0.5	▲ 5.2
20年度	▲ 9.4	0.1	▲ 9.3
21年度	(5.9)	-	(5.9)
合計	(5.6)	14.1	(19.6)
	【 3.9】		

※ 【 】内は、平成12年度以前の旧年金福祉事業団の損益等を含めた累積損益。

○ 管理運用法人の運用資産額(平成21年9月末)



○ 海外の年金基金に比べて安全重視の運用(「国内債券を中心とした分散投資」となっている。

(参考) 海外の年金基金の運用状況

	平成21年度(上半期)	(平成20年度)
- CalPERS (米)カリフォルニア州職員退職年金基金	16.4%	(▲29.1%)
- CPPIB(カナダ)	12.0%	(▲18.6%)
- GPF-G(ノルウェー)	18.2%	(▲9.5%)
- 管理運用法人 (市場運用分)	5.0%	(▲7.6%)
	6.1%	(▲10.0%)
- AP1~4(スウェーデン)	7.1%	(▲21.6%)
	(1-6月)	(1-12月)

年金積立金管理運用独立行政法人の運営の在り方に関する検討会(メンバー)

(平成21年11月現在)

	浅野 幸弘	横浜国立大学経営学部教授
○	植田 和男	東京大学大学院経済学研究科・経済学部教授
	小島 茂	日本労働組合総連合会総合政策局長
	小幡 績	慶應義塾大学大学院経営管理研究科准教授
	末吉 竹二郎	国連環境計画・金融イニシアチブ特別顧問
	富田 邦夫	三菱電機株式会社顧問
	富田 俊基	中央大学法学部教授
	村上 正人	株式会社みずほ年金研究所専務理事
	山崎 元	楽天証券経済研究所客員研究員
	山崎 養世	総務省顧問、山崎養世事務所社長
	米澤 康博	早稲田大学大学院ファイナンス研究科教授

(五十音順・敬称略)

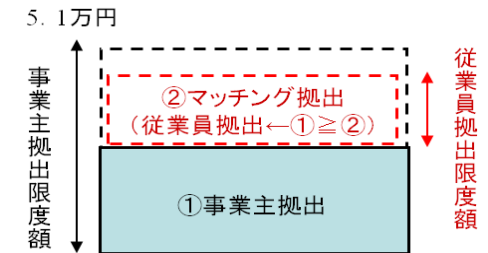
○ 座長

平成22年度 税制改正事項

国民の高齢期における所得の確保に係る自主的な努力を支援するため、確定拠出年金制度について、企業型年金における加入者の掛金拠出を認める等の制度改善を行う。

1. 企業型確定拠出年金における個人拠出（マッチング拠出）の導入に係る掛金の所得控除の適用

企業型の確定拠出年金における事業主の掛金拠出に加えて、加入者の掛金拠出を可能とする。
（拠出限度額の枠内かつ事業主の掛金を超えない範囲で可能とする。）

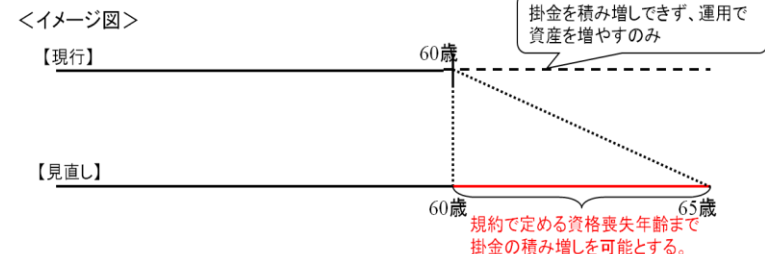


2. 中途引き出し要件の緩和

個人型年金加入者となれる者であっても、実質的に個人型年金加入者となれない者と同等とみなせる者（2年以上掛金拠出せず、資産額が25万円以下の者）について、脱退一時金を支給することを可能とする。

3. 資格喪失年齢の引上げ

現在60歳まで加入資格を認めているところ、規約で定めることにより60歳から65歳までの間の一定年齢まで加入を可能とする。



平成22年度税制改正大綱(平成21年12月22日閣議決定)(抄)

第4章 平成22年度税制改正

2. 個人所得課税

(4) その他

確定拠出年金制度について、所要の法律改正を前提に、次の措置を講じます。

- イ 企業型確定拠出年金に導入される個人拠出（いわゆるマッチング拠出）の掛金について、その全額を所得控除の対象とします。
- ロ 中途引き出し要件の緩和及び資格喪失年齢の引上げ後も現行の確定拠出年金制度に対する税制上の措置を適用します。

年金制度改革に関する平成22年度予算案について

平成22年度予算において、年金制度改革を検討するための大臣直属のプロジェクトチームの設置や年金改革の検討に関する実態調査等に関する費用について盛り込んでいるところ。

○主な新規要求

279.9百万円

①年金改革の検討体制経費

3.4百万円

- ・大臣直属の検討チーム(有識者等で構成)設置に必要な経費。

②年金改革の検討体制経費

255.6万円

- ・所得比例年金の検討に必要な被保険者の課税所得・就業状況等の調査及び保険料徴収体制に係る諸外国(アメリカ、イギリス、スウェーデン)の実情等の現地調査を実施するために必要な経費。

③財政計算システムの開発経費

20.9百万円

- ・新制度(所得比例年金)の検討に必要な年金額分布推計等を行うシステムの開発に必要な経費。

年金局 説明資料(制度運営関係)

年金管理審議官 石井 信芳

平成22年1月15日(金)

全国厚生労働関係部局長会議

1. 日本年金機構について

◆ 名称

日本年金機構(にっぽんねんきんきこう)



Japan Pension Service

日本年金機構のシンボルマーク
(平成21年6月25日決定)
日本国民の公的年金を運営する組織であることを、「日の丸」の上に「年」の一文字をシンボライズすることで表現。

◆ 組織

非公務員型の公法人(特殊法人)

本部・地方ブロック本部(9か所)・年金事務所(312か所)

◆ 設立年月日

平成22年1月1日 *同時に社会保険庁を廃止

◆ 理事長

紀陸 孝(きりく たかし)

◆ 職員数

17830人(うち有期雇用職員6950人) *平成22年1月1日時点

◆ 業務内容

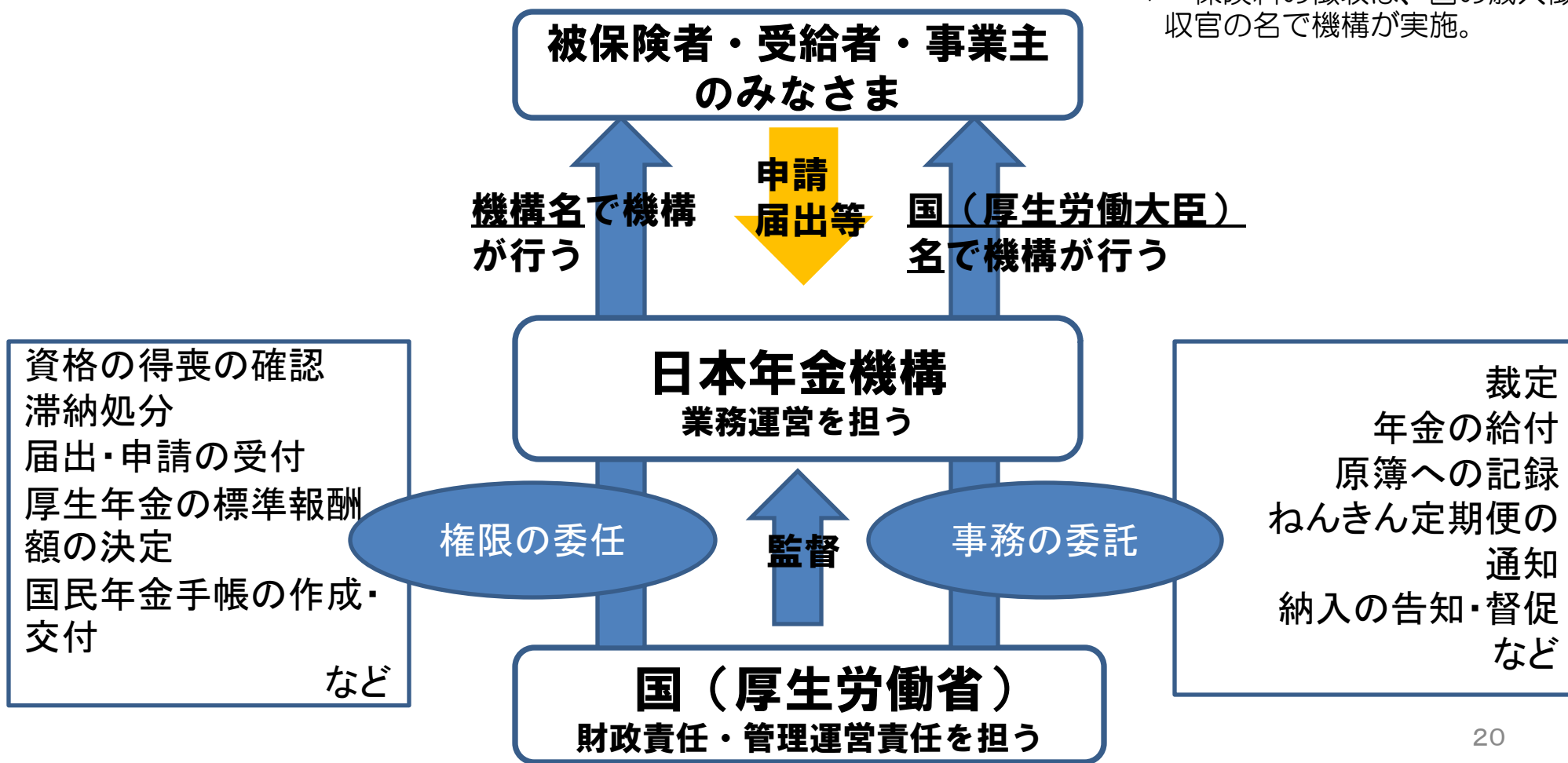
国(厚生労働大臣)から委任・委託を受け、公的年金に係る一連の運営業務(適用・徴収・記録管理・相談・裁定・給付など)を担う。

* 日本年金機構法(平成19年法律第109号)に基づく

2. 日本年金機構の位置づけ

- 国（厚生労働省）が財政責任・管理運営責任を負いつつ、一連の業務運営は日本年金機構に委任・委託されます。
- 国（厚生労働大臣）の権限を委任された業務（資格の得喪の確認、届出・申請の受付など）については、日本年金機構の名で機構が実施し、国（厚生労働大臣）から事務の委託を受けた業務（裁定、給付など）については、国（厚生労働大臣）の名で機構が実施することとなります。

* 保険料の徴収は、国の歳入徴収官の名で機構が実施。



3. 厚生労働省の年金管理組織体制（平成22年1月以降）



4. 日本年金機構設立の目的と理念・運営方針

日本年金機構は、公的年金業務の適正な運営と国民の信頼の確保を図るため、社会保障庁を廃止し、公的年金業務の運営を行う民間法人として設立されます。

日本年金機構では、機構法の基本理念に基づき、

①お客様の立場に立った親切・迅速・正確で効率的なサービスを提供します。

[親切・迅速・正確で効率的なサービスの提供 運営方針（3）]

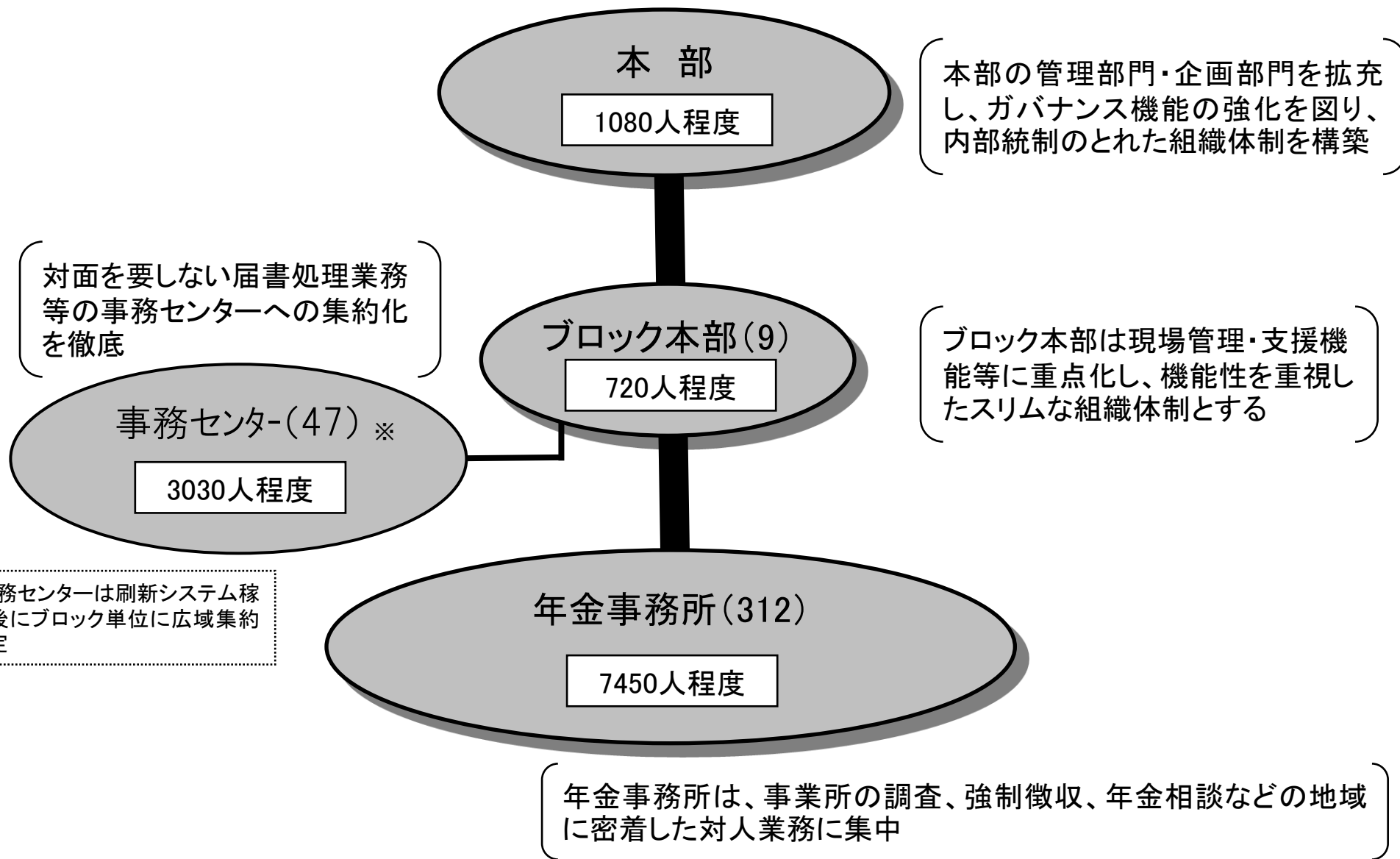
②お客様のご意見を業務運営に反映していくとともに、業務の成果などについて、分かりやすい情報公開の取組を進めます。[国民の意見の反映等 運営方針（4）]

③1,000人規模の民間会社経験者を採用するとともに、能力・実績本位の新たな人事方針を確立し、組織風土を変えます。[新たな人事方針の確立 運営方針（2）]

④コンプライアンスの徹底、リスク管理の仕組みの構築など組織ガバナンスを確立します。

[組織ガバナンスの確立 運営方針（1）]

5. 日本年金機構の組織の全体像



(注1) 人員数には正規職員に加えて准職員(1400人)を含む

6. 本部、ブロック本部、年金事務所の所在地について

- 本部は、**旧社会保険業務センター高井戸庁舎**に設置（一部をテナントビルに設置）
- ブロック本部については、
 - ①移転して設置：北海道、愛知、広島、福岡
 - ②旧社会保険事務局庁舎に設置：宮城、埼玉、東京、大阪、香川
- 年金事務所については、**旧社会保険事務所庁舎**をそのまま使用

【本部】

東京都杉並区高井戸西3-5-24(旧社会保険業務センター高井戸庁舎)

【ブロック本部:9か所】

ブロック本部の名称	所在地	担当地域
北海道ブロック本部	北海道札幌市白石区	北海道
東北ブロック本部	宮城県仙台市青葉区	青森県、岩手県、宮城県、秋田県、山形県、福島県
北関東・信越ブロック本部	埼玉県さいたま市浦和区	茨城県、栃木県、群馬県、埼玉県、新潟県、長野県
南関東ブロック本部	東京都新宿区	千葉県、東京都、神奈川県、山梨県
中部ブロック本部	愛知県名古屋市中区	富山県、石川県、岐阜県、静岡県、愛知県、三重県
近畿ブロック本部	大阪府大阪市中央区	福井県、滋賀県、京都府、大阪府、兵庫県、奈良県、和歌山県
中国ブロック本部	広島県広島市中区	鳥取県、島根県、岡山県、広島県、山口県
四国ブロック本部	香川県高松市	徳島県、香川県、愛媛県、高知県
九州ブロック本部	福岡県福岡市博多区	福岡県、佐賀県、長崎県、熊本県、大分県、宮崎県、鹿児島県、沖縄県

【年金事務所:312か所】

旧社会保険事務所庁舎をそのまま使用(所在地に変更なし)

7. 平成22年1月以降の地方厚生(支)局組織の概要

平成22年1月、社会保険庁廃止に伴い、これまで地方社会保険事務局等において実施していた年金関係業務の一部が地方厚生(支)局に移管されることに併せ、地方厚生(支)局に新たな組織体制を構築します。

現行の主な事務

- 特定機能病院の立入検査、薬事監視
- 医療法人、社会福祉法人の認可・指導監督
- 各種養成施設の指定・指導監督
- 各種補助金の執行
- 医療構造改革推進
- 医師等国家試験監督業務
- 麻薬・覚せい剤等の取締り
- 保険医療機関・保険薬局、保険医・保険薬剤師等に対する指導監査等
- 保険医療機関・保険薬局、保険医・保険薬剤師、指定訪問看護事業者、施設基準等の等の申請・届出事務
- 柔道整復師の施術に係る受領委任の契約等の締結・登録事務、指導監査等
- 管内の全国健康保険協会支部及び社会保険診療報酬支払基金支部の指導監督

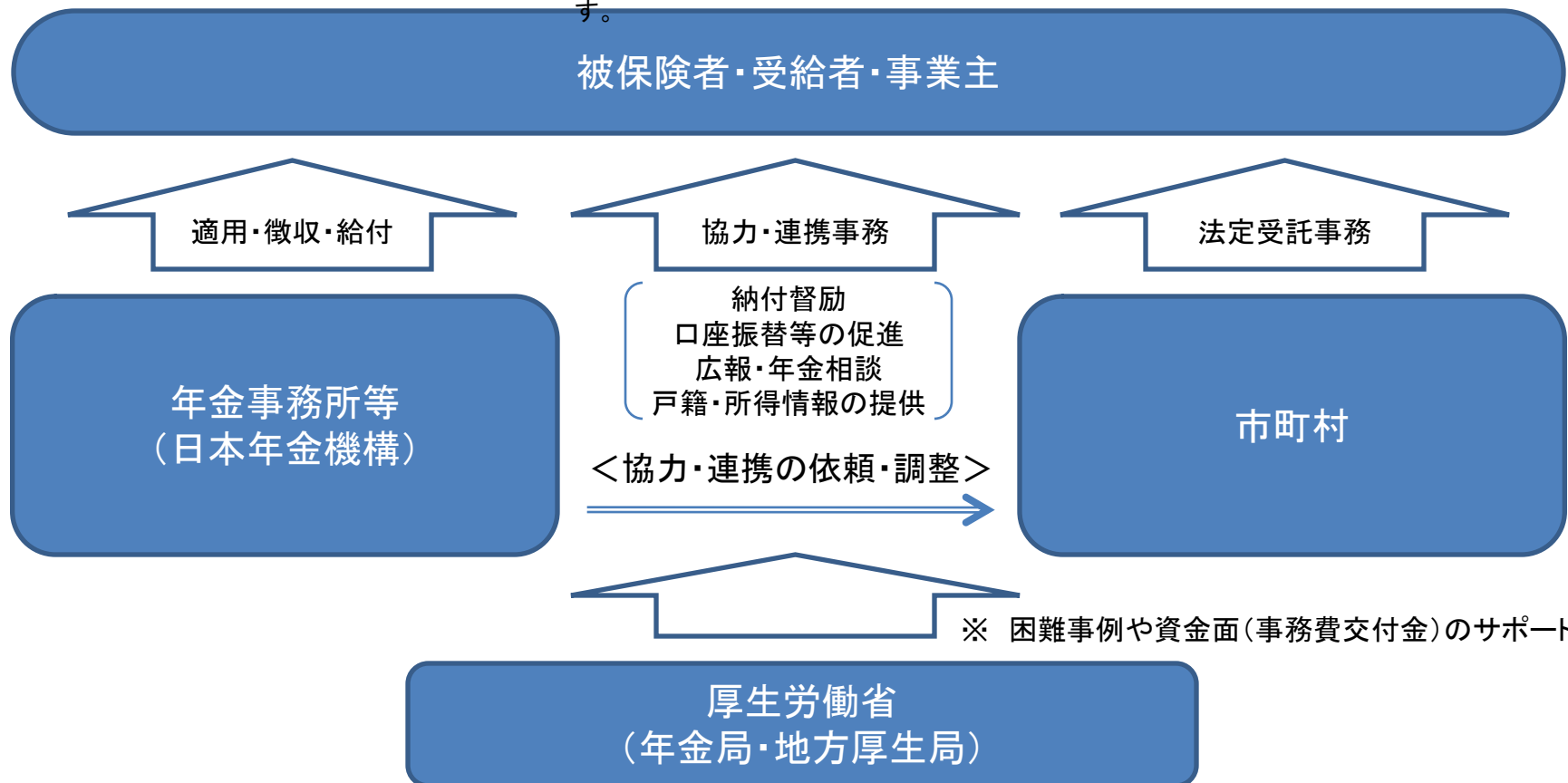
22年1月以降新たに移管される事務

- 日本年金機構が行う滞納処分等に係る認可、滞納処分等の結果報告とりまとめ
- 日本年金機構の理事長が任命する徴収職員、収納職員の認可
- 日本年金機構が行う立入検査等の認可
- 日本年金機構が行う保険料等の収納に係る事務の実施状況、その結果の報告とりまとめ
- 日本年金機構の行う業務に係る指導監督
- 社会保険労務士の指導監督(社会保険諸法令に関する業務に係るものに限る。)
- 年金委員の委嘱・解嘱
- 市町村に交付する国民年金事務取扱交付金、健康保険事務指定市町村交付金に係る審査事務
- 学生納付特例事務法人の指定、監督
- 保険料納付確認団体の指定、監督、情報提供
- 社会保険審査官事務

8. 市町村との関係

- 市町村が実施している国民年金などの「法定受託事務」の内容については、社会保険庁廃止後も、現行と変更はありません。
- また、市町村の「協力・連携事務」についても、引き続き、実施を依頼することとしており、市町村との間での具体的な調整については、年金事務所等が中心となっていくことになります。
 - ※ 戸籍情報や所得情報の提供に関し、市町村の協力を得ることが難しい状況が生じた場合、地方厚生局がサポート。
 - (参考) 国民年金法等において、「市町村長は、国から委任を受けた機構に対して、被保険者等の戸籍について、無料で証明を行う」「機構は、官公署に対し、被保険者等の氏名、住所、資産・収入の状況等について、資料の提供等を求める」ことができることとされており、法的には、機構が直接、市町村から提供を受けることは可能。
- なお、市町村への事務費交付金については、今後は厚生労働省(年金局・地方厚生局)から交付されることとなりますが、市町村の「協力連携計画書」の作成等において、年金事務所等が主体的に関わる仕組みを構築する方針として、交付金の支払いを行います。

〔年金事務所等と市町村との関わり〕



年金記録問題について

概要

- 年金記録問題については、長年にわたる様々な問題が積み重なって生じたものであり、一挙に全面解決という訳にはいかないが、引き続き、一つひとつ作業を進めていく必要がある。
- この問題については、コンピュータ記録と紙台帳の全件照合など年金記録問題への対応を「国家プロジェクト」と位置づけ、平成22・23年度の2年間に集中的に実施することとしている。

問題の所在

基礎年金番号(※)に統合されていない記録が存在(約5,000万件)

※制度別に管理されていた年金記録を統一的に管理するため、平成9年に導入した一生涯一つの番号。(それ以前は、制度別に管理していたため、一人に複数の番号が付番されることがあった。)

年金記録の正確性の問題

- ①過去の紙台帳からコンピュータの記録の転記が不正確
- ②厚生年金の標準報酬等を不適正に遡及訂正した事案
- ③本人が保険料を納めたとしているのに対して、保険料の納付記録が社会保険庁にない事例

対応策

○「ねんきん特別便」を契機とする解明・統合

1億9百万人に送付し、約8000万人(約75%)から回答を得て、このうち約7700万人(約96%)の記録の確認作業が完了

- 記録の内容に応じた未統合記録5,000万件の解明
統合済みの記録は1257万件に増加

- 全ての加入者に毎年誕生日に「ねんきん定期便」を送付(21年度～)

- コンピュータ記録と紙台帳との突合せ
- 標準報酬等の遡及訂正事案への対応
- 年金記録確認第三者委員会(総務省)

記録の統合・訂正

正しい年金をお支払いする

主な対応状況

ねんきん特別便

- ◇ 全ての受給者・加入者1億9百万人に送付し、約8000万人(約75%)から回答を得て、このうち約7700万人(約96%)の記録の確認作業が完了。
- ◇ 市区町村に対し、「ねんきん特別便」に対して「訂正なし」と回答いただいた方及び未だ回答いただいていない方々の年金記録の確認について、電話番号などの情報の提供や電話や訪問による記録の確認調査のご協力を要請。

未統合記録約5,000万件の解明

- ◇ 未統合記録の内容に応じた様々な方法による解明作業に取り組み、18年6月に5095万件あった未統合記録のうち、既に統合済みの記録は1257万件に増加し、今後解明を進める記録は1028万件に減少。
- ◇ 引き続き、旧姓情報による調査等により、解明・統合作業を進める。

記録の統合等に伴う年金額の裁定変更処理(再裁定)

- ◇ 再裁定処理について、昨年3月末時点で、全体としては、進達されてから支払いまでに、6ヶ月程度を要したところ、再裁定に必要な事務処理に精通した職員の集中配置、再裁定処理システムの機能強化により、処理期間を3ヶ月程度に短縮。

8. 5億件の紙台帳とコンピュータ記録との突合せ

- ◇ 一人の方の複数の記録(紙台帳)を一覧表示できる「電子画像データ検索システム」を活用して、個人単位でのコンピュータ記録との突合せを開始する。

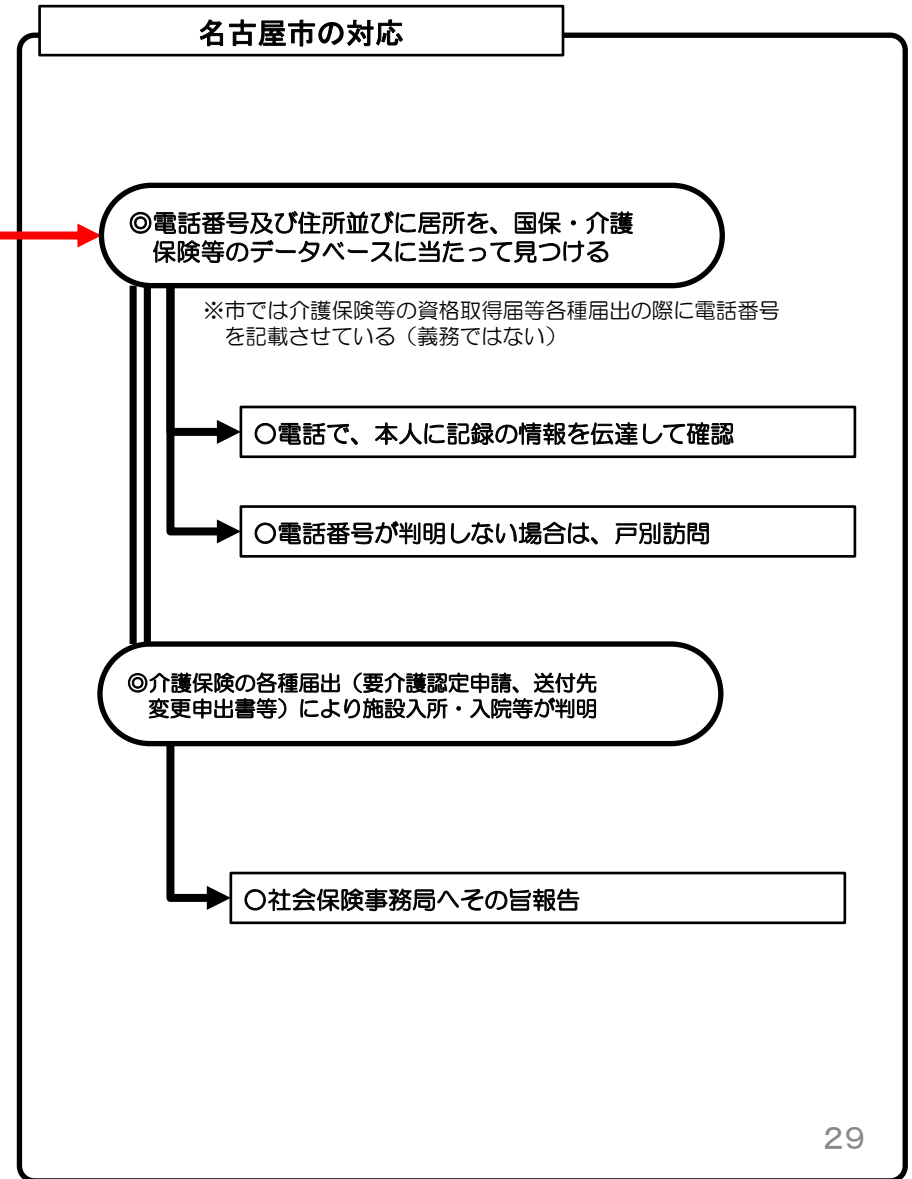
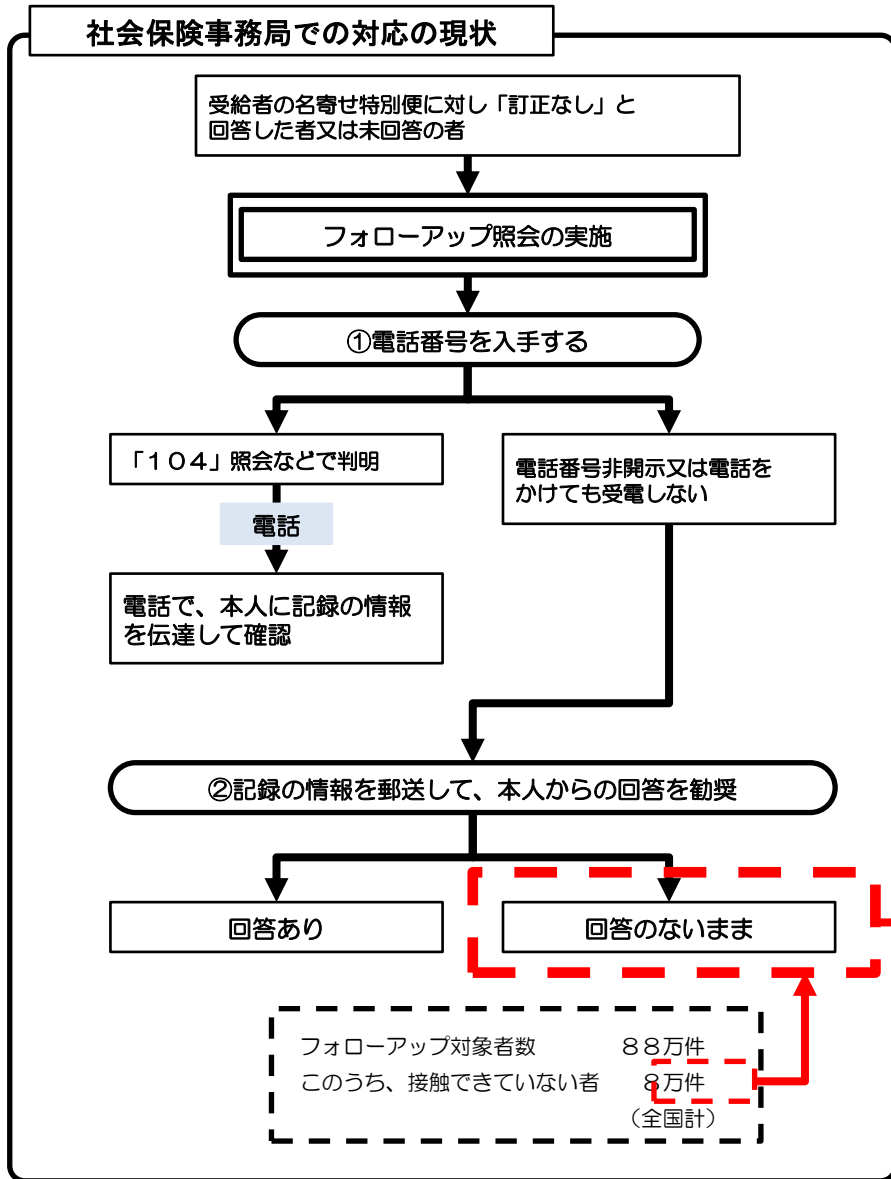
ねんきん定期便

- ◇ 加入者(約7000万人)に対し、毎年、誕生月に標準報酬月額等の詳細な年金記録を直接送付(21年4月開始)

標準報酬等の遡及訂正事案

- ◇ 不適正処理の可能性の高い受給者分(約2万件)について、昨年3月までに戸別訪問調査を実施することが困難な事例を除き、概ね完了し、迅速に救済中。
- ◇ 全ての受給者・加入者に標準報酬の情報をお知らせし、本人に確認いただく。

受給者の名寄せ特別便送付者への対応



このうち
825件

名寄せ特別便に関する市区町村の協力の状況（平成22年1月5日現在）

- 社会保険事務局・社会保険事務所から市区町村への協力要請済数 1576市区町村
- ① 協力するとの回答が得られた市区町村数 1181市区町村
 （うち、協力実施中の市区町村数 110市区町村）
- ② 協力できないとの回答が得られた市区町村数 10市区町村
- ③ 検討中の市区町村数 385市区町村

※ 名古屋市と同様に、市区町村から協力の申出があった市区町村数 11市区町村

（ア）協力実施中の市区町村数 5市区町村

〔 名古屋市・神戸市・大阪市・京都市・堺市 〕

（イ）実施に向けて調整中の市区町村数 6市区町村

〔 姫路市・浜松市・豊橋市・春日井市・小牧市
 甚目寺町 〕

※ 調査対象者がいない市区町村数 208市区町村

全国の市区町村数 1795市区町村

- 協力いただいた市町村には、国民年金等事務取扱交付金を交付要綱に基づき交付。
 （電話番号の提供@30円/件、市町村職員が電話@165円/件、市町村職員が訪問@165円/件+@730円/日）

名古屋市「消えた年金記録」調査実施結果

9月14日～

調査開始

【対象】
約 4,000 件
(1,462 人)

【方法】
名古屋市の
福祉情報をもとに連絡
先を把握

河村
アピール

10月15日～
12月15日電話調査
訪問調査

連絡先判明
1,083 件
99%

【対象】
1,091 件
(825 人)

【方法】
名古屋市職員が、年金
記録を提示し本人の記
録かどうかを確認

(9月14日
以降、社会
保険事務所
への申出が
増)

名古屋市実施分 802件 (639人)

515件が本人の年金記録であると確認
⇒約64%が解決

区 分		調査件数	対象人数
電 話	本人の記録と確認できたもの	374件	298人
	社会保険事務所へ既に届出・相談済み	89件	68人
	本人の記録ではない又は確認できないもの	138件	118人
	回答を拒否	6件	4人
訪 問	本人の記録と確認できたもの	52件	38人
	本人の記録ではない又は確認できないもの	14件	10人
	不在(勸奨文書を投函)	86件	72人
	居住不明(表札等で居住の確認できず)	12件	12人
	回答を拒否	6件	4人
調査除外(新たに介護施設等への入所判明)		25件	15人
合 計		802件	639人

愛知社会保険事務局実施分 289件 (186人)

区 分		調査件数	対象人数
介護施設・老人ホーム・病院入所		209件	127人
死亡		38件	26人
市外転出		14件	12人
市内に住居登録はあるが、連絡先が市外		20件	13人
市内に住居登録なし		8件	8人

厚生労働省

『名古屋方式』

各市区町村
に協力要請

11月13日～

国民年金保険料の納付状況

(平成21年7月31日公表)

- ① 平成20年度の現年度納付率は、**62.1%**
(対前年度比△1.9ポイント)
- ② 平成18年度の最終納付率は、**70.8%**
(平成19年度末と比較して+1.7ポイント)
(平成20年度末時点)

$$\text{※ 現年度納付率(\%)} = \frac{\text{納付月数}}{\text{納付対象月数}} \times 100$$

「納付対象月数」とは、当該年度分の保険料として納付すべき月数(法定免除月数・申請全額免除月数・学生納付特例月数・若年者納付猶予月数は含まない。)であり、「納付月数」は、そのうち当該年度中(翌年度4月末まで)に実際に納付された月数である。

※ 上記最終納付率は、18年度分の保険料として納付すべき月数(法定免除月数・申請全額免除月数・学生納付特例月数・若年者納付猶予月数は含まない。)に対し、時効前(納期から2年以内)までに納付した月数の割合。

納付率の推移

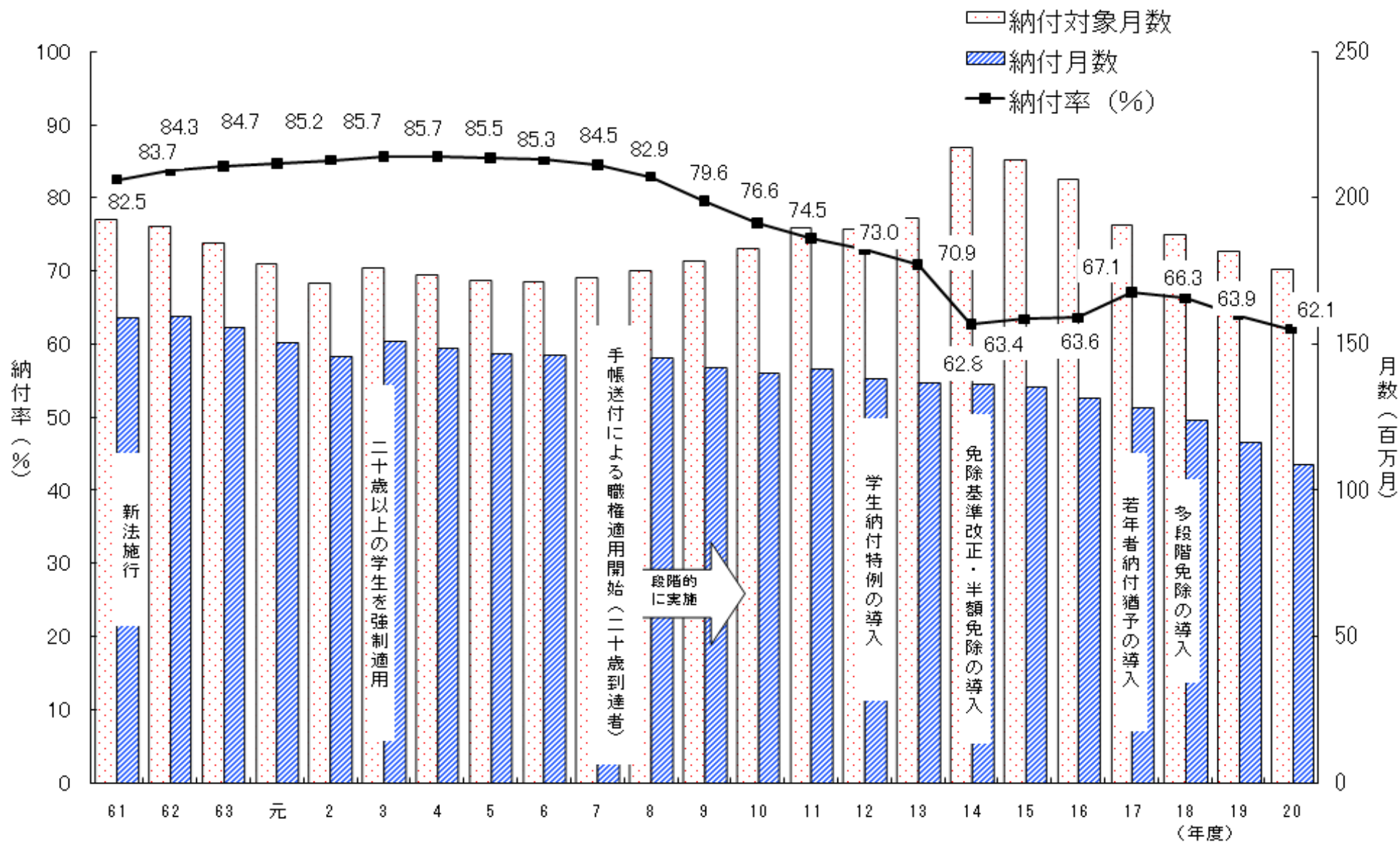
※時効前(納期から2年以内)までに納付した者の割合は約7割。

	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
15年度分保険料	63.4%	65.6%	67.4%			
16年度分保険料		63.6%	66.3%	68.2%		
17年度分保険料			67.1%	70.7%	72.4%	
18年度分保険料				66.3%	69.0%	70.8%
19年度分保険料					63.9%	66.7%
20年度分保険料						62.1%

(目標納付率と実績の推移)

16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
(目標) 65.7% (実績) 63.6%	(目標) 69.5% (実績) 67.1%	(目標) 74.5% (実績) 66.3%	(目標) 80.0% (実績) 63.9%	(目標) 80.0% (実績) 62.1%

《国民年金保険料の納付率等》



収納対策のスキーム（概念図）

納めやすい環境づくりの整備

- 口座振替の推進
- 口座振替割引制度の導入（H17.4～）
（口座振替率）
18年度末 19年度末 20年度末
40% → 40% → 38%
642万人 599万人 562万人
- 任意加入者の口座振替の原則化（H20.4～）
- コンビニ納付の導入（H16.2～）
（利用状況）
18年度 19年度 20年度
749万件 → 874万件 → 966万件
- インターネット納付の導入（H16.4～）
（利用状況）
18年度 19年度 20年度
24万件 → 31万件 → 38万件
- クレジットカード納付の導入（利用者数）（H20.2～）
19年度 20年度
2万人 → 9万人
- 税申告時の社会保険料控除証明書の添付義務化（H17.11～）

未納者

市町村からの所得情報（平成21年5月末現在、全市町村の99%より提供）

強制徴収対象

納付督促対象

免除等対象

納付督促の実施

催告状（手紙）

H18年度 1,914万件
H19年度 897万件
H20年度 818万件

電話

H18年度 742万件
H19年度 915万件
H20年度 1,483万件

戸別訪問（面談）

H18年度 1,634万件
H19年度 1,455万件
H20年度 1,103万件

※上記件数には、市場化テスト分を含んでいる。

強制徴収の実施

⇒ 不公平感の解消と波及効果

	18年度	19年度	20年度
最終催告状	310,551件	40,727件	16,350件
納付等	102,335件	38,760件	4,899件
財産差押	11,910件	11,387件	5,534件

度重なる督促にも応じない

・最終催告状は当該年度に着手し、発行した件数
・納付等、財産差押の件数は、平成21年3月末現在

・質の向上
・効率化

効率化により強制徴収へ要員をシフト

- 電話納付督促の外部委託（H17.4～数値目標設定）
- 面談による納付督促に成果主義を導入（H17.10～）
- 市場化テストによる外部委託（H17.10～要求水準設定）
（実施対象事務所数）（督促件数）
H18年度 35か所 255万件
H19年度 95か所 621万件
H20年度 185か所 1,669万件

免除等の周知・勧奨

社会保険事務所単位での行動計画の策定・進捗管理（H16.10～）

免除や学生納付特例（学生の間の保険料納付を猶予し、後で納付できる仕組み）を周知・勧奨し、年金受給権の確保と年金額の増額を図る。

- ハローワークとの連携による失業者への免除制度の周知（H16.10～）
- 若年者納付猶予制度の導入（H17.4～）
- 免除基準の緩和・免除の遡及承認（H17.4～）
- 申請免除の簡素化（①継続意思確認H17.7～、②申請免除手続きの簡素化H21.10～）
- 学生納付特例の申請手続の簡素化（H20.4～）

事業主との連携

事業主からの制度等の周知及び保険料納付の勧奨等に関する協力（H19年度～）

国民健康保険（市町村）との連携

未納者に対する短期の国民健康保険被保険者証の交付等（H20.4～）

社会保険制度内の連携

保険医療機関等・介護サービス事業者・社会保険労務士に対し、関係団体から納付勧奨（H20.4～）、長期未納者の場合は指定等を行わない（H21.4～）

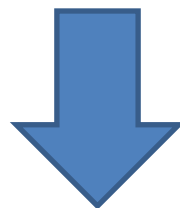
広報・年金教育等

○年金制度の安心感、有利性をわかりやすく伝え国民の不安を払拭

○学生等に対し年金制度の意義等に関する理解を促進

○ねんきん定期便等、きめ細かい情報・サービスの提供

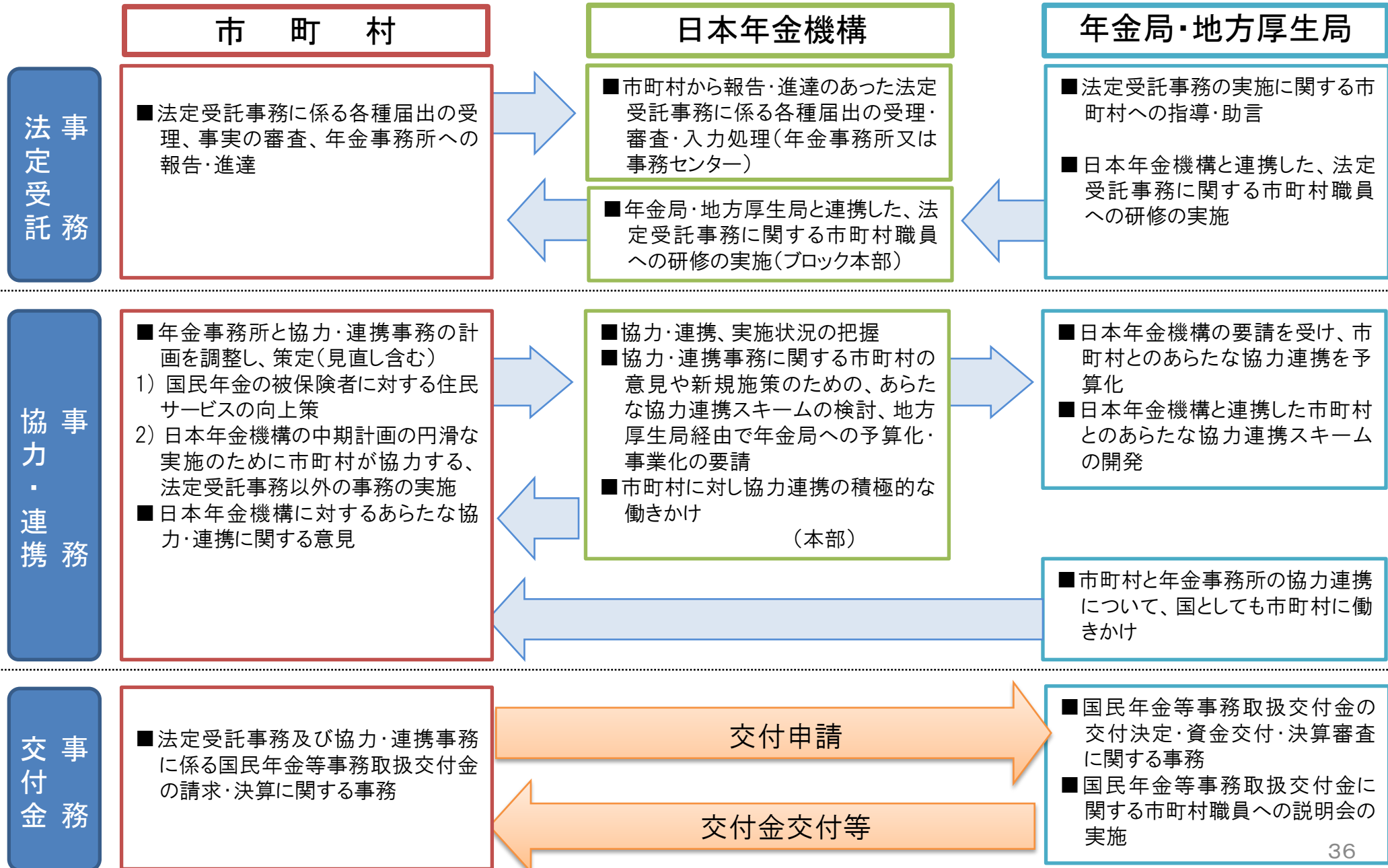
- ①国民年金保険料の納付が困難な方に対する免除勧奨
- ②国民年金保険料納付可能な滞納者に対する納付勧奨



市町村からの所得情報の提供が不可欠です

- 平成22年度においても、未納者の所得情報について、磁気媒体により複数回にわたり提供していただけるよう、ご協力をお願いします。

市町村が行う国民年金関係事務の概要



独立行政法人地域医療機能推進機構法案について

① 法案の趣旨

社会保険病院・厚生年金病院については、国から（独）年金・健康保険福祉施設整理機構（RFO）に出資されて運営しているが、地域医療に貢献しつつ安定的な運営が図られるよう、病院売却を進めるという従来の方針を転換し、RFOから引き継いで新たな受皿となる（独）地域医療機能推進機構を設立する。

② 新法人の概要

名称 独立行政法人地域医療機能推進機構
業務 現在の社会保険病院、厚生年金病院及び船員保険病院の3グループ全体を対象とし、新たな機構が保有し運営する病院として位置付ける

③ 社会保険病院等の取扱い

法案においては、次のようなスケジュールを予定。

平成22年 9月末	RFOの存続期限を6ヶ月間延長
平成23年 4月	新機構を設立（社会保険病院、厚生年金病院及び船員保険病院をRFOから承継） 病院の運営は、引き続き従来の特例民法法人等に委託
平成25年 4月	運営委託をやめて、新機構が自ら病院を運営
平成28年 目途	法施行5年後を目途に機構の在り方について検討